

<事後における対策>

・患者発生の把握

活動終了時ごとに体調確認を行い、参加者等に体調不良者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受ける。

また、参加者等に対しては体調不良者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底する。

・濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされている。

このため、責任者等は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者へ自宅待機を要請するなど感染拡大防止のための措置をとる。

(地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意する)

・濃厚接触者への対応

責任者等は、保健所が濃厚接触者と確定した参加者等に対し、14日間の自宅待機等をお願いし、保健所の対応に協力する。あわせてスタッフに対しては健康観察を実施する。

責任者等は、濃厚接触者と確定された参加者等に対し、保健所の連絡先を伝達する。

濃厚接触者と確定された参加者等は、発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検する。

また、責任者等はその結果の報告を速やかに受けることとする。